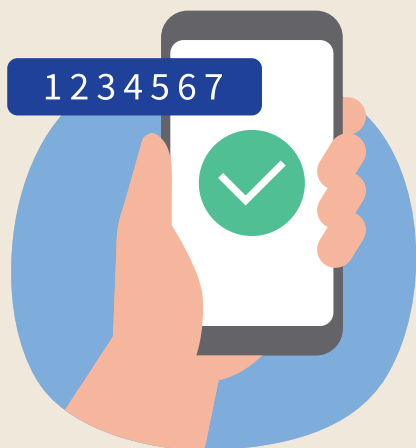




スマホで簡単！ 給付金等の受取口座を ご登録ください

受け取れる給付金等は何があるの？

緊急時の
給付金

所得税の
還付金

児童手当の
給付

年金の
給付

高額医療費
の支給

※ 物価高騰対策給付金 等

上記含め、160種類以上の給付金等があります

登録すると、どうなるの？



簡単な申請で受け取れる

書類の記入や提出が少なく
申請時の負担軽減につながります



より早く受け取れる

審査手続き時間が減り
給付までの期間短縮につながります



簡単に、ご自宅で登録 スマホで登録がおすすめ

<https://services.digital.go.jp/mynaportal/receiving-account/>



公金受取口座登録制度とは

公金受取口座登録制度は、給付金等を受け取るための預貯金口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。

登録できるのは、ご本人名義の預貯金口座、お一人につき1口座のみとなります。

口座を登録することで、今後給付金等を申請する際に、申請書への口座情報の記入や通帳の写しの添付、行政機関による口座情報の確認作業が不要となり、よりスムーズに受け取ることが可能になります。

スマホで登録がおすすめ

ステップ 1



&

1234567

マイナンバーカードと登録したい口座情報をお手元にご用意ください

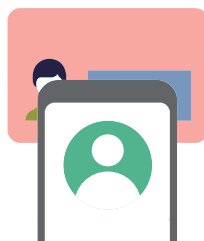
ステップ 2



スマートフォンに「マイナアプリ」をインストールしてください

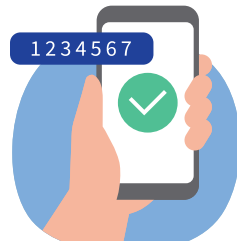
<https://services.digital.go.jp/mynaapp/>

ステップ 3



マイナンバーカードをスマートフォンで読み取りして「マイナアプリ」にログインしてください

ステップ 4



メニュー内の「公金受取口座」から画面に従い登録を完了してください

よくある質問

Q 自分の口座ではなく家族の口座を登録できますか？

公金受取口座として登録できるのは、登録者本人名義の口座のみです。家族の口座は登録できません。

Q スマートフォンやパソコンを持っていなくても登録できますか？

はい、登録できます。以下の方法でご登録ください。

- ・登録したい口座がある金融機関の支店の窓口で登録する
※登録可能な金融機関の一覧はデジタル庁ウェブサイトをご確認ください
- ・所得税の確定申告時に還付金等の受取口座を公金受取口座として登録する

Q 口座を登録すると、国に口座残高等が知られることはありますか？

いいえ、口座残高等の情報が国に知られることはありません。

Q 口座登録後、他人にマイナンバーを知られたり、マイナンバーカードを紛失または盗まれた場合、預貯金を引き出されることはありますか？

マイナンバーやマイナンバーカードのみで預貯金を引き出すことはできません。